



農薬登録票

登録番号 第 19152 号 登録年月日 平成 20 年 2 月 26 日

登録の有効期間 平成 23 年 2 月 25 日

農薬の種類 エンジン油乳剤

農薬の名称 イソツヤエンジン油乳剤 9.5

物理的・化学的性状 淡黄色透明可乳化油状液体

有効成分の種類及び含有量 エンジン油 95.0%

その他の成分の種類及び含有量 乳化剤等 5.0%

(別記のとおり)

適用病害虫の範囲及び使用方法 (別記のとおり)

製造者又は輸送者及び住所 熊本県熊本市西区花園一丁目11番30号
熊本花園株式会社
代表取締役社長 小幡 英 輔

製造場及び所在地 熊本県熊本市西区花園一丁目11番30号
熊本花園株式会社
井筒屋化学産業㈱熊本工場

農林水産大臣

若林正俊



平成 20 年 1 月 30 日

農薬取締法第 2 条第 3 項の規定に基づき上記のとおり登録した。

(別記)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	エンジン油を含む農薬の使用回数
かんきつ	その他のカビ・ウイルス類 ウイルス類の越冬卵	30~45倍	冬期	-	散布	-
	カビ・ウイルス類 その他のカビ・ウイルス類 ウイルス類	100~200倍	夏期			
落葉果樹	カビ・ウイルス類 ウイルス類及びその越冬卵	15~24倍	-	-	-	-
りんご (北部日本 芽生前に散布の場合)	カビ・ウイルス類	12~14倍	-	-	-	-
もも	ウイルス類	30~45倍	-	-	-	-
	ウイルス類	25倍	-	-	-	-

登録の有効期間 平成 26 年 2 月 25 日
農薬取締法第 2 条第 3 項の規定に基づき
上記のとおり登録した。

平成 23 年 1 月 31 日

農林水産大臣

鹿野道彦



登録の有効期間 平成 29 年 2 月 25 日
農薬取締法第 2 条第 3 項の規定に基づき
上記のとおり登録した。

平成 26 年 1 月 29 日

農林水産大臣

林 芳正



登録の有効期間 平成 32 年 2 月 25 日
農薬取締法第 2 条第 3 項の規定に基づき
上記のとおり登録した。

平成 29 年 1 月 25 日

農林水産大臣

山本有二

